

平成 18 年 9 月 29 日

各 位

みずほ信託銀行株式会社

芝信用金庫との遺言関連業務に関する代理店契約の締結について

みずほ信託銀行株式会社（社長 池田輝彦）では、芝信用金庫と遺言関連業務に関する信託代理店契約を締結することとしましたので、お知らせいたします。

芝信用金庫は、創立以来 80 年を超える東京都下有数の信用金庫であり、今回の提携により、芝信用金庫とともにお客さまへ質の高いサービス提供を目指すものです。

みずほ信託銀行では、今後も遺言信託業務への取組みを一層強化し、「お客さまから最も信頼される信託銀行」を目指して参ります。

記

1. 取扱い開始日 平成 18 年 10 月 2 日
2. 取扱い対象商品 ・ 遺言執行引受予諾業務
 ・ 遺言書管理信託
 ・ 遺産整理業務

以上

ご参考

【取扱商品の概要】

商品名	内容	契約の相手方
遺言執行引受承諾業務	遺言書作成のサポートや保管を行なうとともに、相続発生時には遺言執行者として各種手続を行ない、遺言の内容を実現する業務。	遺言者
遺言書管理信託	遺言書の保管のみを行ない、相続が発生した際、遺言書を指定受取者へお渡しする業務。	遺言者
遺産整理業務	相続の開始後、相続人全員から委託を受け、相続人の代理人として相続手続を行なう業務。	相続人

以上